

## 第65回 社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動推進委員会事務局(市社会福祉協議会内)  
 ☎82-7985)

7月は“社会を明るくする運動”の強化月間です。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

希薄となった地域や家庭のき

ずなを取り戻し、夢や希望を持って互いに支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

### 「妊娠したから解雇」は違法です 雇用均等室へご相談ください

三重労働局雇用均等室  
 (☎059-226-2318)

妊娠・出産・産休の取得などを理由に解雇すること、退職を強要すること、契約を更新しないことなどは、男女雇用機会均等法などで禁止されています。

妊娠などを理由に不利益な取り扱いを受けたり、困ったことがあったら、三重労働局雇用均等室へご相談ください。

※匿名可、相談は無料です。

**7月の納期**  
(納期限・口座振替日)

7月31日(金)

**固定資産税・都市計画税 第2期**  
**国民健康保険税 第1期**  
**後期高齢者医療保険料 第1期**  
 市税などの納付は便利で確実な  
 口座振替をお勧めします。

# 市民参画協働事業推進補助金

新たに市民活動を始めて、こんなことをしたいけど資金が無い、または市民活動をしていて、こんなこともしたいけど資金が足りないなど、お困りの市民活動団体の人はご相談ください。

### 問合せ先

市民文化部文化振興局  
 共生社会推進室(☎84-5066)

## 平成28年度 補助金交付希望団体を募集!

市が公益上必要であると認める市民活動団体の活動に対して補助金を交付しています。市民が互いに、または市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、住みよいまちにしていくことのできるパートナー(市民活動団体)の育成を目的としています。

**募集期間** 7月1日(水)～31日(金)  
 (土・日曜日、祝日を除く)

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分

**応募資格** 次の要件をすべて満たす団体

- 市内に在住、在勤、在学する3人以上で構成された団体
- 活動拠点が市内にあり、市内で活動している団体
- 政治、宗教、営利を目的としない団体
- 市からのほかの補助金や社会福祉協議会の助成金を受けていない団体

**補助対象期間**

平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

### 交付限度額

#### スタートアップ補助金

5万円を限度として活動費を補助します。

1団体につき1回限り応募できます。

※平成26年度以降に新たに結成された団体が対象です。ただし、過去に解散した団体が、同じ目的で再結成した場合は応募できません。

#### ステップアップ補助金

活動費の50%に相当する額を限度として補助します。1団体につき最高3回まで応募できます。

**申込方法** 所定の応募書類に必要事項を記入の上、市民文化部文化振興局共生社会推進室へ直接お申し込みください。

※応募書類は市民協働センター「みらい」のホームページ([URL http://www.shimin-kyodo.sakura.ne.jp/index.html](http://www.shimin-kyodo.sakura.ne.jp/index.html))からダウンロードできます。

## 平成27年度 補助金交付事業を紹介!

昨年度に公募した「市民参画協働事業推進補助金」の交付事業が、次のとおり決定しました。

団体名	活動目的	補助金の種類
(一社) 日本スポーツ吹矢協会所属三重県スポーツ吹矢協会ブルーアロー亀山支部	住民の健康と生きがいの増進、並びに将来を担う青少年の健全育成に寄与する。	ステップアップ (1回目)